



WEEKLY REPORT

2015
↓
2016



No.894

H28 3/2 水

◎国際ロータリー第2530地区ガバナー／酒井善盛 ◎会長／小口憲太郎 ◎幹事／蔭山寿一

第32回例会

開会点鐘

国歌斉唱

ロータリー歌「奉仕の理想」斉唱

ロータリーの綱領・四つのテスト唱和

会長挨拶

小口憲太郎会長



本日は新入会員のお二人をお迎えしております。飯原由香さん、向山良作さんようこそ。ロータリーは自分の職業によって奉

仕を實踐し、社会を良くしていこうという集まりですので、安心してご一緒に活動に邁進していただきたいと思います。

先日、認知症についての講演を聞きました。医師のおられる中で釈迦に説法かと思いますが、私なりになるほどと思うことがありましたのでご紹介したいと思います。認知症を発症した方に、家族の対応によって症状の進みも遅くなるそうで、本人の意見にさからわず、受け入れていけば良いとのことでした。これは人間関係を良くするためにも役立つことではないかと思いました。

出席報告

蔭山寿一幹事

総員	34名
出席	21名
欠席	13名
出席率	61.76%
前回修正率	100%

津野順子さん

主人の葬儀・告別式にご参列いただきまして誠にありがとうございました。これからもよろしくお願いたします。

スマイルBOX報告

津野順子委員長

小口憲太郎 向山さん、飯原さんようこそ!

蔭山寿一 飯原さん、向山さんようこそアーバンRCへ。よろしくお願いたします。

武藤起代子 素敵なお二人の入会がともうれしいです!

津野順子／味戸誠一郎／滝田幸子
石堂勝壽／増子ふみえ／高橋 功
采女真弓／大山三起雄／橋本弘幸



入会式



向山良作さんと飯原由香さんが入会されました

向山良作さん挨拶

以前に母がお世話になりまして御礼申し上げます。去年9月までフランスに26年間住み、音楽の勉強をして演奏活動やピアノ教師をしてまいりました。妻は京都出身でチェリストです。まだ落ち着きませんがどうぞよろしくお願いたします。

飯原由香さん挨拶

駅前でプチという飲食店を営み、明日で19年になります。何も分からない未熟者ですがどうぞよろしくお願いたします。

幹事報告

蔭山寿一幹事

3月17日午後1時30分からの東日本大震災復興市民総決起大会参加のお願い
国際ロータリー日本青少年交換委員会より東京会議の案内、ローターアクト年次大会の案内、6月25日にスリランカで行われる米山記念奨学会スリランカ学友会設立総会の案内、マイロータリー登録のお願い、ベトナム国立交響楽団より楽譜寄贈の御礼状が来ております。

プログラム／会員卓話

「法曹、公務員のマイナス事情と資格、裁判官の再任制度も含めて。」

中村良一さん



昨日は誕生祝の花束が届きました。うれいような複雑な気持ちの年齢となりました。今日は皆さんが予想もしないであろうと思われることをお話ししたいと思います。もし裁判官が悪いことをしたり、破産したりしたらどうなるかという話です。資料を見ながらお聞きください。

破産制度という言葉はあまり聞きたくない言葉ですが、お金を返せなくなった場合に財産と借金を整理する制度です。明治時代にできた法律では破産宣告と言いましたが、戦後に考え方が変わり、破産とは財産と借金を整理する手続きであって、人格を奪う手続きではなく、経済社会においてどうしてもうまくいかなかった人を救済する制度ということで、10年ほど前に破産手続開始決定というソフトな名称になりました。同じように名称が変わったものは、刑事事件を服役している人が入る施設を昔は監獄と言っており、悪いことをした人を閉じ込める施設でしたが、今は刑事施設と呼ぶようになってきました。

ありえないことではありますが、裁判官と検察官が破産することも可能性としてはあります。結論から申し上げれば、仕事は続けることができます。国家公務員法の条文の欠格条項に該当した場合には免職となりますが、破産に関しては書いてありませんので、信じられないかもしれませんがクビにはなりません。裁判官は憲法により身分保障されています。でも支払いなどを申し渡す本人が破産していたら、実際に仕事を続けられるかという、どうでしょうか。ご存知のように三権分立により国会と裁判所と内閣は対等の関係にあります。国会の長は衆参両院議長、内閣の長は内閣総理大臣、裁判所の長は最高裁判所長官です。

もし私のような弁護士が破産したらどうなるでしょうか。裁判官・検察官とは大きな違いで、資格剥奪になるという規定があります。実際に年に1、2件は資格剥奪される弁護士がいます。破産手続開始の結論が裁判所から下されたら、その時点で資格剥奪されて弁護士名簿から抹消されます。破産手続きは永遠に続くわけではなく、財産と借金の清算が終了すれば復権されますが、弁護士資格の復権はまず無理だと思

います。公務員の場合はどうでしょうか。この人たちは実際に仕事を続けることができています。身分保障も厚いのに破産になる人もいるわけで、公務員は恵まれているように感じます。

もし有罪判決や刑事事件を起こした場合はどうでしょうか。分かりやすい例では交通違反です。警察官が反則切符を切るわけですから行政罰となりますが、赤切符は罰則となり簡易裁判所に略式起訴され、刑罰となり前科がつきます。必ず裁判所で行われ、刑罰は裁判官のみが言い渡すことができます。罰金で納得できない場合は正式裁判請求することができる権利が保障されています。罰金以下であるか、禁固以上であるかによって天国と地獄の差があります。禁固は入っているだけ、懲役は入っていて作業を課されます。罰金が入ることはありません。禁固以上の刑の場合は執行猶予がついたとしても、公務員は失職となります。これには例外があり、失職しない場合もあります。仕事の中で事故がおきて仮に禁固以上の刑となって執行猶予がついても、免職にしないという規定がほとんどの自治体にあります。

裁判官の身分保障は薄いようで厚く、最高裁判所以外の裁判官の任期は10年とされていますが、再任制度があり、よほどのことがなければ再任されます。これに対して一般職の国家公務員や地方公務員には再任制度はなく、60才まで勤めることができます。裁判官のほうは身分保障が薄いように思われるかもしれませんが、実際には再任されているわけです。再任拒否されるのは、異様に仕事が遅い場合です。事務処理能力には個人差がありますが、異様に遅い場合には最高裁判所から各地方裁判所や高等裁判所の長に連絡が来ます。いわゆる肩たたきされて辞職や依願退官となり、表立って再任拒否という形にはならないのが実際です。このよう

に裁判官は非常に恵まれています、その代わり悪いことをした場合は処分は重くなります。弾劾裁判は悪いことをした裁判官を辞めさせるかどうかの裁判で、国会議員により組織されます。弾劾裁判で辞めるようにとされた裁判官は法曹資格剥奪となり、5年間は弁護士の仕事もできなくなります。この間に善行を重ねることにより資格回復することもできる制度があります。昔は仕事をサボった裁判官が大願裁判により罷免になったことがありました。警察官が裁判官に逮捕状の請求をして、裁判官が審査した上で逮捕状を出し、それによって犯人を逮捕するわけですが、裁判官が仕事をサボったために犯人が逮捕されなかったためでした。最近では児童買春やストーカー行為や盗撮行為により罷免になった裁判官がおりました。

我々の業界では悪いことをすると懲戒があります。一番軽いのは戒告、次いで業務停止です。業務停止になると持っている案件を全て辞任しなければなりませんので、収入の道が絶たれます。しかも依頼人にそのことを伝えなければなりません。退会命令は所属する弁護士会を脱退しなければなりません。もっと重いのが除名です。いかなる職業も社会のルールに従うことが必要であるということが、当たり前ですが私の結論です。

◎ロータリー財団寄付者

滝田幸子／武藤起代子／大山三起雄
橋本弘幸／味戸誠一郎／小口憲太郎
高橋功

◎米山記念奨学会寄付者

津野順子／石堂勝壽／滝田幸子
蔭山寿一／小口憲太郎／橋本弘幸
高橋功／武藤起代子／白岩邦俊

◎ポリオ寄付者

小口憲太郎／蔭山寿一／橋本弘幸

Rotary 

閉会点鐘